

## **[事案 30-214] 新契約無効請求**

・平成 31 年 3 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 4 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 他社の保険証券を見せて、生命保険には入らないと伝えたところ、募集人が「これは保険ではない」「積立てみたいなもの」と言って勧誘したので、貯蓄と思い込んで契約した。
- (2) 契約時、書類による説明は全く無く、保険に加入した覚えはない。

### **<保険会社の主張>**

申立人に保障内容を正しく理解いただいたうえで本契約を締結いただいていることから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が保険ではなく貯蓄と思い込んで契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。